岐阜県予防接種協議会要綱

(目的)

第1条 岐阜県内の予防接種に関する学識経験者及び関係者からの意見を聴収し、その施 策の推進を図ることを目的に、岐阜県予防接種協議会(以下「協議会」という。)を設置 する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 定期接種の接種率に関する事項
 - (2) 広域化予防接種事業に関する事項
 - (3)接種事故に関する事項
 - (4) 予防接種センターの活動状況に関する事項
 - (5) その他予防接種に関する事項

(委員)

- 第3条 委員は、別表に掲げる団体等の代表者の他、予防接種に関する学識経験者として 感染症対策推進課長が選任した者とする。
- 2 別表に掲げる団体の委員が協議会の会議(以下「会議」という。) に出席できない場合、その委員が指名する代理の者を出席させることができる。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、初回の任期のみ令和7年3月31日を終期とする。 (会長)
- 第4条 協議会に、会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議の進行を行う。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者が、その 職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、感染症対策推進課長が招集する。

(意見聴収)

- 第6条 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (秘密の保持)
- 第7条 協議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を 退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、感染症対策推進課において処理する。

(雑目()

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表 委員の所属団体等(第3条関係)

岐阜県医師会

岐阜県小児科医会

岐阜県市町村保健活動推進協議会